

平成 23 年 9 月 6 日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき
事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び亀岡市議会会議
規則第 14 条の規定により提出します。

議第 3 号議案

地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき
事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を
定める条例（平成 2 2 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条
例を次のように制定するものとする。

地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決
すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を
定める条例（平成 2 2 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条を次のように改める。

（議会の議決すべき事件）

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（1） 亀岡市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため
に定めた基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関
すること。

（2） 前号に定める基本構想を実現するために取組むべき施策を
体系的・総合的に示すために定めた基本計画の策定、変更（軽微なも
のを除く。）又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。